

## 既存建築物液状化対策工法審査証明書取得費用補助金交付要綱

制定 6 都市建企第 687 号  
令和 6 年 11 月 28 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都内の既存建築物の液状化対策を促進するため、既存建築物の液状化対策に関する先導的な工法を開発し、建設技術審査証明協議会の会員である審査機関が実施する建設技術審査証明事業における審査証明書（以下「証明書」という。）を取得する事業者に対し、東京都（以下「都」という。）が証明書の取得費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (通則)

第 2 条 既存建築物液状化対策工法審査証明書取得費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、既存建築物の液状化対策工法に関する証明書を取得する事業とする。

2 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 3 項に定める開発目標を満たす工法の開発に係る次に掲げる経費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。ただし、証明書の交付を受けた場合に限る。

- 一 証明書の取得手数料
- 二 当該工法の証明に要する費用（実験費用など。ただし、知事が認めたものに限る。）

3 開発目標は次に掲げる事項を全て満たす工法とする。

- 一 建築物の液状化被害に対する改良効果が得られること
- 二 非液状化層厚（H1） $\geq 3$  m を満足できること  
なお、非液状化層厚（H1）とは、「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針」（平成 25 年 4 月国土交通省技術的助言）における「非液状化層厚（H1）」をいう。
- 三 設計地震動 M7.5、地表面加速度 200gal を想定した設計とすること
- 四 既存建築物（主要構造部が木造である建築物にあっては階数が 3 以下、その他の構造である建築物にあっては階数が 2 以下のもの、かつ延べ面積が 200 m<sup>2</sup>以下のもの）に適用できる工法であること

### (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、証明書の取得を依頼する事業者で、以下のいずれにも該当しない者とする。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- 四 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

### (補助金の交付額)

第5条 都は、予算の範囲内において、第3条第2項各号に掲げる補助対象経費のうち、それぞれ補助対象経費の4分の1以内の額、かつ、第一号については50万円以内、第二号については200万円以内を限度として補助することができる。ただし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、証明書の取得依頼を行う前に、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者で、その補助事業が複数年度にわたる場合は、毎年度、補助金の交付を申請するものとする。

(一括設計審査(全体設計)の申請及び承認)

第7条 補助金の交付を受けようとする者で、証明書の取得依頼から証明書の取得までの期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、証明書の取得予定日その他必要な事項について、一括設計審査(全体設計)申請書(別記第2号様式)に必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査(全体設計)承認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、一括設計審査(全体設計)不承認通知書(別記第4号様式)により申請者に通知する。

3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

4 前三項の規定は、補助金の交付決定後において、当該年度に証明書の取得が完了せず取得までの年度が2か年度以上にわたる場合においても適用する。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(別記第6号様式)により申請者に通知する。

2 知事は、前項の補助金の交付の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(交付決定の変更及び承認)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書(別記第7号様式)に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、補助金交付変更承認通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、補助金交付変更不承認通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知する。

3 知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(一括設計審査(全体設計)の変更等)

第10条 第7条第2項の規定により一括設計審査(全体設計)の承認を受けた者は、当該承認の際における依頼内容に変更が生じた場合又は証明書の取得手続を中止する場合には、速やかに一括設計審査(全体設計)変更・中止申請書(別記第10号様式)を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第11条第1項第1号に該当する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止承認通知書（別記第 11 号様式）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止不承認通知書（別記第 12 号様式）により補助事業者に通知する。

3 知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

#### （承認事項等）

第 11 条 補助事業者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

- 一 証明書の取得依頼の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。
- 二 証明書の取得依頼を中止し、又は廃止する場合

2 補助事業者は、前項第 1 号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式）に、前項第 2 号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式）に、必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式）により補助事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式）により補助事業者に通知する。

4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

#### （状況報告等）

第 12 条 知事は、必要があると認められる場合は、補助事業者に対し、証明書の取得依頼や審査の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

2 補助事業者は、証明書の取得手続が期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助事業者に対して適切な指示を行う。

3 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式）により行うものとする。

#### （実績報告等）

第 13 条 補助事業者は、証明書を取得した場合は、当該年度の 3 月 15 日までに完了実績報告書（別記第 18 号様式）に必要な書類を添えて、知事に報告しなければならない。

また、一括設計審査の承認を受けているときで、各会計年度の 3 月 31 日が到来した場合は、速やかに当該会計年度分の完了実績報告書（別記第 18 号の 2 様式）に必要な書類を添えて、知事に報告しなければならない。

#### （補助金額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式）により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の金額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

#### （申請の取下げ）

第 15 条 補助事業者は、この補助事業に係る知事からの通知内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知を受領した日から 14 日以内に申請等取下げ書（別記第 20 号様式）により申請を取り下げることができる。

#### （是正措置）

第 16 条 知事は、第 14 条第 1 項の規定による審査の結果、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第 17 条 補助事業者は、第 14 条第 1 項の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書(別記第 21 号様式)等を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、補助事業者又は補助事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

二 証明書の取得手続を中止し、又は廃止したとき。

三 この補助金を他の用途に使用したとき。

四 証明書の取得手続を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。

五 第 14 条第 1 項の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。

六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助金の交付決定の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

七 その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、第 14 条第 1 項の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに交付決定取消通知書(別記第 22 号様式)により、補助事業者に対してその内容等を通知する。

(補助金の返還命令)

第 19 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から返還日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、違約加算金額が 100 円未満の場合又は第 18 条第 1 項第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当する場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、補助金の返還命令を受け、返還期限の日までに返還しなかった場合は、返還期限の日の翌日から返還日までの日数に応じ、その未返還額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、延滞金額が 100 円未満の場合は、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合、補助事業者の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、納付した違約加算金は当該返還を命じた補助金の未返還額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還額を控除した額とする。

(帳簿等の作成及び保管)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、交付の決定に係る会計年度の終了後 5 年間、これを保管するものとする。

(重複受給の禁止)

第 24 条 補助事業者は、補助対象経費について本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。

(監督等)

第 25 条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

(実績等の公表)

第 26 条 補助事業者は、証明書を取得したことについて印刷物やホームページ等により広く公表するものとする。

- 2 補助事業者は、都の求めに応じて、取得した証明書の技術を採用する対策工事の見学会を実施するなど、既存建築物の液状化対策について、可能な限り普及啓発を行うものとする。
- 3 補助事業者は、都の求めに応じて、既存建築物の液状化対策の普及に資する、設計、工事費、施工計画書等に関する技術資料を、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供するものとする。
- 4 補助事業者は、都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、都がウェブサイトや出版物に自由に使うことができるクレジット記載不要の施工写真を 5 枚以上提供するものとする。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 28 日から施行する。